平成２７年（フ）第３４号
福岡県大野城市瓦田２丁目７番15号
債務者　藤尾奈古美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中275　若杉病院、住民票上の住所福岡市博多区上牟田１丁目５番７号
債務者　佐藤　正之
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目16番41号
債務者　野稲恵里香（旧姓井寺）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１号
福岡市中央区薬院３丁目11番33号
債務者　宮本　恵子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５号
福岡市中央区清川３丁目26番19号
債務者　中村眞由美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９号
福岡県春日市若葉台西２丁目111番地　コスモヴィレッジ203号
債務者　四元　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８８号
大分市大字津守332番地の１
債務者　奈良　用壱
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
大分県別府市餅ケ浜町１番16号　瑞木第２ビル202号
債務者　吉野　節子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
宮崎県日南市春日町６番16号　春日ハイツ９号
債務者　澁谷　良広
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２７年（フ）第３号
宮崎県日南市油津１丁目４番20―207号
債務者　江藤　理江（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
沖縄県国頭郡金武町字金武7958―１琉球病院西３病棟、住民票上の住所沖縄県那覇市松尾２丁目８番56号　大龍ビル201
債務者　荒井　智美（旧姓藤乘）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１号
沖縄県石垣市字名蔵243番地
債務者　山里　愛子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第３９０号
茨城県那珂市菅谷530番地９
債務者　鵜飼　　均
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４１３号
茨城県常陸太田市山下町1195番地の１　アイゼルハイネ山下マンション106号
債務者　黒岩　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
茨城県笠間市石井919番地16
債務者　飛田　　茂
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１３号
茨城県水戸市元山町２丁目１番29号　グリタパークサイドＡ棟102号
債務者　黒木はつ子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
水戸地方裁判所